

道路の整備促進に係る補助率嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は市民の安全・安心な生活や地域の経済・社会活動を支えるとともに、災害時には市民の命を守る社会基盤であることから道路整備の促進は不可欠である。

道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）により、現在、補助率等が嵩上げされているが、平成 29 年度までの時限措置となっており、平成 30 年度以降、この嵩上げ措置が廃止されることとなれば、本市が進めている道路整備の推進に大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国においては道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成 30 年度以降も継続することにより、道路整備の推進に必要な財源を確保するよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 30 年 1 月 31 日

近江八幡市議会議長 田中 好

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 伊達 忠一 殿